

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年9月まで

私が平成元年10月に結婚後しばらくして、父が納付していなかった私の国民年金保険料を納付するために、夫及び夫の父と3人で社会保険事務所(当時)へ行ったことを当時自動車で行った夫が覚えている。

また、父は既に亡くなっているが、父が書いたと思われる「327,080円」と記載された当時のメモが残っているので、申立期間に納付記録がないか、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、昭和61年4月から申立期間直前の平成元年3月までの免除期間の国民年金保険料を結婚の翌年である2年8月16日にまとめて追納していることが確認できることから、当該追納時点において、申立期間の保険料は時効成立前の納付が可能な過年度保険料である。

また、申立人の父親が記載したとされるメモを見ると、紙質及びインクの状態等から当時において記載されたものと認められる上、そこに記載された金額は、申立人が結婚した平成元年10月当時において未納であった申立期間を含む現年度保険料額及び上記追納期間の当時における追納保険料額を合算した金額と一致していることから、申立人の父親は、納付が可能な申立人の過去の国民年金保険料を納付する意思を有して、事前に納付金額を調査し把握していたことがうかがえる。

さらに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付するために、社会保険事務所へ同行したとする申立人の夫が陳述する当時の状況は具体的であり、その内容に特段不自然な点は見受けられないほか、申立期間直後の第3号被保険者への切替手続きが適切に行われていることなどを踏まえると、申立人の父親が6か月間と短期間である申立期間の保険料について、追納保険料と一緒に過年度納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和56年4月から59年3月まで

昭和36年4月に夫婦一緒に国民年金に加入して以来、事業は継続して順調であり、申立人の妻である私が経理事務を担当しながら、夫婦二人分の国民年金保険料を欠かさず納付してきたのに、申立期間①は申立人だけが未納とされ、申立期間②は夫婦共に免除期間とされていることは納得できない。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年12月に連番で払い出されている上、申立人の妻が所持する41年4月発行の夫婦の国民年金手帳に押された検認印の日付が全て同一日であることから、申立内容のとおり、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと推認されるところ、申立人の妻の申立期間①における保険料は納付済みである。

また、申立人夫婦のオンライン記録によると、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、それぞれ60歳期間満了まで、未納とされている期間は、加入当初における申立人の申立期間①のみであることなどを踏まえると、夫婦一緒に加入手続を行っておきながら、1年間と短期間である当該期間の保険料を申立人の妻と一緒に納付しないのは不自然である。

一方、免除期間とされている申立期間②について、申立人の妻は、夫婦で国民年金に加入して以来、事業は継続して順調であったと申し立てしているところ、申立人の妻から提出のあった昭和47年1月以降の金銭出納簿を分析すると、

国民年金保険料及び国民健康保険料を出金した記録が随所に確認できるが、申立期間②を含む昭和 51 年度から 59 年度までの期間においては、当該保険料の記載が見られない上、ほぼ同様の期間を通じて、借入金返済に係る出金記録が毎月確認できるなど、この当時、経理事務を担当していたとする妻が事業の資金繰りに苦慮していた状況がうかがえる。

また、申立期間②は、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻も免除期間となっているほか、当該期間は 3 年間に及び、この間、夫婦の納付記録が同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い上、妻は、申立期間②前の昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの期間及び申立期間②直後の 59 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の申立人に係る 3 か月ごとの国民年金保険料の領収証書を所持しているものの、申立期間②内における領収証書は見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、上記金銭出納簿以外に申立人の妻が申立期間②の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年2月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月
② 平成6年5月
③ 平成6年9月から7年4月まで
④ 平成8年4月から同年9月まで

私が大学4回生の時、学生が国民年金の強制加入となったことに伴い、父がA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。

大学を卒業後、平成4年4月から6年8月まで国外に滞在していた時期を含めて、私が就職して9年4月にB市に転居するまで、両親のうちのどちらかが、私の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。

私がB市に転居した後、住んでいた寮に督促分として何度も納付書が送られてきていたが、余りに再三督促されるため、届いていた複数の納付書をA市の実家に持ち帰って両親に渡し、国民年金保険料を納付してもらった記憶がある。これらの保険料を納付してくれてからは、納付書が一切送られてこなくなったので、未納がなくなったものと思っていたのに、申立期間①から④までが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況から、申立内容のとおり、学生が強制加入被保険者とされた平成3年4月から同年6月頃までの間に行われたものと推定されるとともに、申立人が国民年金被保険者の資格を取得した同年4月から4年3月までの国民年金保険料を2回に分けて現年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立人の加入手続を行った

とする申立人の父親の年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

また、申立人が国外に滞在していたとする間に未納となったとみられる平成4年4月から申立期間③直前の6年8月までの期間については、申立人が帰国したとする同年8月から、申立人が就職する半年前の8年9月までの約2年間において、国民年金保険料を毎月過年度納付していることがオンライン記録により確認できる上、未納であった当該期間の保険料は、申立期間①及び②を除き全て納付していることから、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親又は母親のこの間における未納解消の努力が認められる。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ1か月間と短期間である上、前後の期間は国民年金保険料を納付済みであることなどを踏まえると、申立人の父親又は母親が当該期間の保険料を過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間③について、申立人の父親又は母親が、上記の過年度納付に引き続き、当該期間の国民年金保険料を申立人が就職する直前の平成9年3月まで同様に毎月過年度納付することは可能であると考えられるが、申立期間③は8か月間に及び、これほどの回数の納付記録が毎月連続して欠落することは考え難い上、申立人は、当時の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親及び母親も既に高齢のため、記憶は定かではないとしていることから、納付に関する当時の事情等は不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間③直後の平成7年5月から8年3月までの国民年金保険料については、申立人がB市へ転居後の9年6月2日にまとめて過年度納付していることが確認できる上、当該期間直前の7年4月の保険料は、時効成立後の保険料であるとして同年6月25日に還付決議が行われ、申立人自身の銀行口座に振り込まれていることから、当該納付日において、申立期間③は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

さらに、申立期間④について、当該期間直後の平成8年10月から9年3月までの国民年金保険料を時効が成立する直前の10年11月27日にまとめて過年度納付していることが同様にオンライン記録により確認できるほか、申立人は、転居後に督促分の納付書が何度も送付されてきていたが、再三督促されるため、届いていた複数の納付書を実家に持ち帰ったとしていることから、一定期間、納付書を放置していたことがうかがえるなど、申立期間④の保険料についても、制度上、時効により納付できなかったものとみるのが自然である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の父親又は母親が申立期間③及び④の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、その後、納付書が一切送付されてこなくなったので、未納がなくなったと思っていたと申し立てているが、時効成立後の未納期間に対しては、国民年金保険料を納付することができないため、納付書の発行は行われなかったものとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年2月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月及び同年2月

私は、区役所で国民年金に加入し、自身で国民年金保険料を納付していた。

夫は、私より遅れて国民年金に加入し、その後は、私が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してきたのに、申立期間は、私だけが未納とされていることは納得できない。

また、私が昭和51年3月に同じ会社に再就職後も、引き続き私が夫の国民年金保険料を納付しており、再就職した頃の申立期間当時の保険料月額は、1,000円程度であったように記憶している。

なお、再就職した会社を退職後は、再び夫婦の国民年金保険料を私が納付していたが、平成5年2月以降に散在する未納期間については、この頃から夫が自身で保険料を納付すると言い出したので、私が夫に夫婦の保険料を渡すようになり、その後、夫がどのように納付していたのか分からないため、申立てはしない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年11月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立内容と符合している。

また、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和45年10月から、申立人がその夫に夫婦の国民年金保険料の納付を任せたとする平成5年当初までの国民年金被保険者期間において、申立期間を除き、保険料を完納するとともに、申立人の夫についても、夫が国民年金に加入し保険料の納付が開始される昭和47年4月から平成5年当初まで保険料を完納していることから、申立

人の年金制度に対する関心の高さ及び納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人が記憶する申立期間当時の国民年金保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致するほか、申立期間は2か月間と短期間であり、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の申立期間における保険料は納付済みであることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料について、夫の分と一緒に納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から38年3月まで

いつのことかは覚えていないが、母が姉、兄及び私の国民年金の加入手続を行ったと言っていたのを覚えている。国民年金保険料も母が納付していたと思うので、申立期間が未納となっていることは納得ができない。

兄の年金記録も同じ期間が漏れていたが、申立てが認められて記録が訂正されたので、私の記録も早く訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が同居していた申立人の姉及び兄の分とともに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の姉及び兄と連番で昭和36年6月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、国民年金の資格を取得した昭和36年11月から60歳で被保険者資格を喪失した平成11年*月までの間、申立期間を除き、保険料を完納しており、申立人の保険料納付を担っていた申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、当時、手伝っていた申立人の父母の経営する自営業の経営状況は順調で、申立期間の国民年金保険料を納付することが困難な経済状態ではなかったと陳述しており、納付の意思をもって、申立人のために国民年金の加入手続を行った申立人の母親の納付意識の高さを踏まえると、14か月と短期間である申立期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立人及び当時同居していた申立人の兄の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間を含む昭和 37 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料について印紙検認印が無いものの、申立期間直後の 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については、特殊台帳上も未納期間とされていたが、申立人及びその兄が所持する 40 年 3 月 15 日に過年度納付した領収証書に基づき、納付済期間に記録が訂正されていることから、申立期間についても何らかの事務的過誤があった可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月まで

国民年金の加入については、父が、私の将来のことを考えて手続を行ってくれたはずであるにもかかわらず、加入直後の数か月間について未納とされている。

加入当初の国民年金保険料は、全て父が納付してくれていたはずであり、当時、父の経営する会社で仕事をしていた長兄は、父が私の加入手続後、会社の経理等を手伝ってもらっていた人から、「納付可能な期間については、遡って納付した方がよい。」との助言を受けていたことを覚えているとしている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和 57 年 12 月 21 日を国民年金被保険者資格の取得日として、58 年 11 月 10 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人の父親のオンライン記録を見ても、国民年金制度発足当時の昭和 36 年 4 月から 60 歳到達時までの期間について国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料納付を担っていたとしている申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の父親と一緒に仕事をしていた申立人の長兄は、申立期間当時のことについて、i) 父親は、常に、会社の経理以外にも様々なことについて、昭和 57 年頃から会社に入出入りしていた知人の計理士 (B 氏) に相談して

いたこと、ii) 父親は、申立人の国民年金の加入手続後に、過去の未納保険料があることも、その計理士に相談したことがあり、国民年金保険料を始めから遡ってきちんと納付した方がいいと勧められていたことを聞いた覚えがあること、iii) 計理士に相談した時期については、昭和 58 年末ないし 59 年当初頃であったことなどについて詳細に陳述している。

これらのことを踏まえると、納付意識の高い申立人の父親が、納付可能な 4 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月から同年10月までは30円、同年11月から19年2月までは40円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年3月19日まで

ねんきん特別便により、A社C営業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。昭和18年3月にE高等小学校を卒業後、学校に募集のあった同社に就職し、D業務に従事していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、尋常高等小学校を卒業後、昭和18年4月1日に、学校に募集のあったA社C営業所に就職したと陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、19年5月14日に同社で被保険者資格を取得している申立人の実弟（申立人より1学年下）は、「兄は、自身より1年早く上京した。」旨陳述している。

また、前述の被保険者名簿において、昭和18年4月から19年4月までの期間に被保険者資格を取得している元従業員に照会し回答のあった17人のうち5人が学校の紹介で就職したとしていること等から判断して、申立人は、申立期間もA社C営業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、前述の照会で回答のあった元従業員17人のうち12人は、自身の勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致していると回答している。

加えて、このうち学校の紹介で就職したとする5人の元従業員のうち4人は、

4月に被保険者資格を取得していることが、前述の被保険者名簿で確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C営業所における申立人と同職種で年齢の近い元従業員の被保険者記録から判断して、昭和18年4月から同年10月までは30円、同年11月から19年2月までは40円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社C営業所は昭和38年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B社は当時の資料が残っていないので不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成13年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には平成13年3月31日まで勤務し、同年3月の保険料も控除された。申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人提出の給与明細書から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は、年金事務所の記録どおりの平成13年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C営業所における資格取得日に係る記録を昭和23年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から24年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社D営業所から同社C営業所に異動した時期であり、昭和59年10月に定年退職するまで同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和23年5月1日にA社D営業所から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D営業所における昭和23年4月及び同社C営業所における24年5月の社会保険事務所の記録並びに元従業員の被保険者記録から、23年5月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは8,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

「ねんきん定期便」における標準報酬月額の記録を確認したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（19万円）に比べ低く記録されている。

所持している給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社における給与明細書及び事業主提出の給与集計表により、申立人は、申立期間のうち、平成16年2月及び同年4月から同年8月までの期間において、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成16年3月については、申立人から給与明細書等の資料提出はないが、事業主は、「申立期間中において、業務内容、勤務形態等に何ら変化は無く、給与支給額及び厚生年金保険料控除額についても変化はなかった。」旨を回答していることから判断すると、同年3月分についても、申立人提出の上記給与明細書及び事業主提出の給与集計表で確認できる給与支給額と同水準の給与が支給され、同支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、平成 16 年 3 月の標準報酬月額については、上記給与明細書等において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立期間の報酬月額を低く届け出たことを認めていることから、事業主は、上記給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

私は、昭和61年4月から平成3年12月までA社で継続して勤務していた。厚生年金保険の記録では、申立期間の直後からB社で被保険者となっているが、同社はA社の事業主夫人が代表を務める会社で、勤務期間中に勤務地及び業務内容に変化は無かった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元事業主の陳述等から、申立人が申立期間も継続してA社で勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時にA社で給与計算事務を担当していた元事業主の妻は、「申立人の給与から平成3年6月の保険料を控除した。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が

平成3年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年3月1日から同年7月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果17万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年7月1日から同年11月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果17万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、当該期間について、同年2月の資格取得時及び標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険法に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年8月5日において、標準賞与額7万5,000円に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を7万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年2月1日から同年11月1日まで

② 平成 20 年 8 月 5 日

ねんきん定期便により、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支払額より低く記録されていることが分かった。また、平成 20 年 8 月に支給された寸志（賞与）についての記録も無い。

申立期間当時の給与支払明細書等を提出するので、申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 20 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び同年 8 月 5 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 20 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、申立人提出の給与支払明細書及びA社提出の賃金台帳で確認できる保険料控除額から、同年 3 月から同年 6 月までの標準報酬月額を 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 20 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、給与支払明細書により確認できる保険料控除額に相当する標準報

酬月額、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額(9万8,000円)と同額であることから、当該期間は厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間①のうち、平成20年7月1日から同年11月1日までの標準報酬月額については、オンライン記録によると9万8,000円(事後訂正の結果、記録上は17万円)と記録されている。しかし、申立人から提出された給与支払明細書によると、同年2月の資格取得時及び標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成20年7月から同年10月までの標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人から提出された給与支払明細書により、平成20年8月5日に7万5,000円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成20年8月5日の標準賞与額に係る記録を、7万5,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成14年8月及び同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は26万円、同年12月から15年3月までは32万円、同年4月から同年11月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月29日から15年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている支給額及び保険料控除額に相当する額より低い額で記録されていることが分かった。

申立期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書の報酬月額及び保険料控除額から、平成14年8月及び同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は26万円、同年12月から15年3月までは32万円、同年4月から同年11月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主がオンライン記録どおりに報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 1 日から 35 年 3 月 7 日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金を受給した覚えはないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 35 年 9 月 15 日に支給決定されている。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にあるD社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間に勤務していたA社を退職する時には、既にB社に就職することが決まっていた。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている日から約 4 か月半後の昭和 36 年 2 月 1 日にB社C営業所で被保険者資格を取得していることから、申立人が引き続き勤務する意思を有していたものと認められ、脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年5月及び同年8月から同年11月までの期間は14万2,000円、同年12月から13年2月までの期間は13万4,000円、同年3月から同年7月までの期間は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月1日から13年8月1日まで
私は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していた。

しかし、給与明細書に記載されている厚生年金保険料から逆算した標準報酬月額と、年金事務所で記録されている申立期間の標準報酬月額に差があることに納得できないので、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成12年5月及び同年8月から同年11月までの期間は14万2,000円、同年12月から13年2月までの期間は13万4,000円、同年3月から同年7月までの期間は14

万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、A社保管の厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書等に記載されている申立人の標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年6月及び同年7月については、給与明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額、又はこれを下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年5月から14年3月までは16万円、同年4月から15年3月までは17万円、同年4月から同年9月までは18万円、同年10月から17年9月までは20万円、同年10月から19年1月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月2日から19年2月21日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることがねんきん定期便により分かった。同社の在職期間を通じて、給与額は20万円前後であり、保険料もそれに見合った額が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成13年5月から14年3月までは16万円、同年4月から15年3月までは17万円、同年4

月から同年9月までは18万円、同年10月から17年9月までは20万円、同年10月から19年1月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため確認することはできないが、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年4月については、給与明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成4年11月は16万円、同年12月から5年2月までは17万円、同年3月から6年9月までは18万円、同年10月は20万円、同年11月から7年2月までは18万円、同年3月から同年6月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月21日から7年7月21日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることがねんきん定期便により分かった。申立期間の給与は18万円から20万円以上であり、保険料もそれに見合った額が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成4年11月は16万円、同年12月から5年2月までは17万円、同年3月から6年9月までは18万円、同年10月は20万円、同年11月から7年2月までは18万円、同年3月から同年6月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため確認することはできないが、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額等に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年9月11日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、年金事務所では11万8,000円と記録されているが、実際の給与額はその倍であった。

申立期間当時、A社では、私を含む従業員の給与額を実際の額の半分程度で社会保険事務所（当時）に届け出ておきながら、給与からは、従業員の同意も得ずに、被保険者負担分の保険料に加えて、事業主負担分の保険料も控除していたので、申立期間の標準報酬月額を年金事務所に記録されている標準報酬月額の倍額相当に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A社では、私を含む従業員の給与額を実際の額の半分程度で社会保険事務所に届け出ておきながら、給与からは、従業員の同意も得ずに、被保険者負担分の保険料に加えて、事業主負担分の保険料も控除していた。」と陳述しているところ、申立人と同職種であったとする同僚の一人も同様の陳述をしている上、当該同僚から提出のあった申立期間当時の給料明細書を見ると、当該同僚の給与から、オンライン記録の標準報酬月額（11万円）に基づく被保険者負担分の保険料に加えて、事業主負担分の保険料も控除されていることが確認できる。

また、給与額についても、当該同僚がオンライン記録の標準報酬月額（11万円）の倍額以上を支給されていたことが上記給料明細書により確認できる上、同人は、「申立人は、私よりも先にA社に入社し、実務経験もあったので、給

与額は私よりも高かったと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているものの、推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年8月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年5月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から9年5月1日まで

私は、平成2年6月15日から9年11月1日まで、A社に勤務していた。その間の6年8月から9年4月までの期間の給与額も41万円以上であったが、日本年金機構で記録されている標準報酬月額が、実際の給与額と大きく違っていることが分かった。納得がいかないで、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年8月1日から8年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人の主張する41万円と記録されていたところ、同年2月28日付けで、6年8月1日に遡って9万8,000円に引き下げられており、引き下げ後の標準報酬月額が8年10月1日まで継続していることが確認できる。

また、事業主を含む同僚12人についても、申立人と同日付けで、遡って標準報酬月額を引き下げる訂正処理が行われている。

さらに、申立期間当時の事業主は、「当時、厚生年金保険料を滞納していたので社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額を遡って下方修正するこ

とを助言され、そのとおりに行った。」と陳述している。

加えて、申立期間当時の事業主は、「申立人はB業務担当であったので、標準報酬月額の変及訂正には関与していない。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成8年2月28日付けで行われた変及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人の標準報酬月額を6年8月1日に遡って引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

なお、当該変及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は11万円と記録されているところ、当該処理については変及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年5月1日までの期間については、申立人に係る保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料は無いが、申立人と同じく変及訂正処理が行われた元同僚から提出のあった当該期間に係る給与明細書を見ると、記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれの月も変及訂正前に記録されていた8年9月の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主が、申立人の報酬月額を実際の額よりも低く届け出ていることを認めていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成3年4月から同年6月までの期間は18万円、4年4月から同年6月までの期間は22万円、5年4月から6年4月までの期間は28万円、同年5月から同年10月までの期間は30万円、7年4月から同年11月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から7年12月26日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われた給与額より低く届出が行われていることが分かった。

申立期間の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成3年4月から同年6月までの期間、4年4月から同年6月までの期間、5年4月から6年4月までの期間、同年6月から同年10月までの期間、7年4月から同年11月までの期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認

められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成3年4月から同年6月までの期間は18万円、4年4月から同年6月までの期間は22万円、5年4月から6年4月までの期間は28万円、同年6月から同年10月までの期間は30万円、7年4月から同年11月までの期間は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成6年5月については、保険料控除額及び報酬月額が確認できる資料は無いものの、申立人は、「その前後の月と何ら変化なく勤務していたが、昇給が遅れ5月になったように思う。」旨陳述しており、役員は、「申立人の業務内容及び勤務形態等については、その前後の月と何ら変化はなかった。」旨陳述していることなどを踏まえて総合的に判断すると、申立人については、同年5月に昇給がなされ、同年6月と同水準の給与支給及び同額の保険料控除がされていたものと推認されることから、同年5月の標準報酬月額は30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成2年4月から3年3月までの期間、同年7月から4年3月までの期間、同年7月から5年3月までの期間及び6年11月から7年3月までの期間については、年金事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額を超えているか、又は同額であると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、資料等が無いため不明としているものの、同社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書(平成3年及び4年)及び同決定通知書(平成2年、4年及び5年)から確認できる報酬月額及び保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録が一致していることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

ところで、A社は、申立期間当時の厚生年金保険料は当月控除であったとしているところ、申立人は、同社における被保険者資格を喪失した平成7年12月分に係る給与明細書を提出しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に平成7年12月25日まで勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場

合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と定められており、同法14条において、資格喪失日は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成7年12月26日であり、制度上、同月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならないため、同年12月については、厚生年金保険被保険者期間とは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、平成8年3月から同年5月までは59万円、同年6月は47万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月から11年9月までは59万円、同年10月から15年6月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から15年7月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の支給額と相違している。給与明細書等の資料を提出するので、実際の支給額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成8年3月から15年6月までに係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成8年3月から同年5月

までは 59 万円、同年 6 月は 47 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 44 万円、同年 9 月から 11 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 15 年 6 月までは 53 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないものの、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、申立期間について、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月12日、16年7月16日、同年12月10日、17年12月9日、19年12月7日及び20年7月11日の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年12月12日、16年7月16日及び同年12月10日は43万2,000円、17年12月9日は44万円、19年12月7日及び20年7月11日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成19年12月7日
⑥ 平成20年7月11日

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準賞与額が実際の支給額と相違している。賞与明細書等の資料を提出するので、実際の支給額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の標準賞与額については、オンライン上には記録が無いところ、申立人が提出した平成15年12月12日、16年7月16日、同年12月10日、17年12月9日、19年12月7日及び20年7月11日の賞与明細書により、厚生年金保険料額が賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるの

は、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の標準賞与額については、平成15年12月12日、16年7月16日及び同年12月10日は43万2,000円、17年12月9日は44万円、19年12月7日及び20年7月11日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和18年10月1日から20年3月13日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は18年10月1日、資格喪失日は20年3月13日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月1日から25年5月1日まで
厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市C町に所在したA社で勤務していたと申し立てているところ、申立人の氏名と一致し、かつ、生まれた年が1年相違するものの月日は合致する者に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）が有り、同台帳には、申立人が勤務したと主張する事業所名と一致する同社に係る基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。しかし、当該被保険者台帳には、昭和18年10月1日に同社において被保険者資格を取得した記録は記載されているものの、資格喪失日に係る記録は記載されていない。

一方、申立期間当時の同僚は、「私は、昭和20年10月にA社に入社した。申立人を記憶しており、入社時期は私より前だが、退職時期は分からない。」と陳述していることから、申立人は、少なくとも昭和20年秋頃まではA社で勤務していたことがうかがえる。

また、昭和19年に調製された適用事業所記号簿を見ると、申立人が勤務していたと主張するB市C町に所在したA社の欄には、「災」の記載がみられ、20年3月の被保険者名簿の焼失及び適用事業所認定廃止の可能性を否定できないところ、同社に係る現存する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人及び厚生年金保険被保険者台帳により同社における被保険者記録

が確認できる多数の者の記録は見当たらない。しかし、当該被保険者名簿に記録されている者のうち、記載順に先頭から10人については、32年7月23日になって、事業所からの証明書に基づいて記録が復元された形跡がみられ、上記未統合記録と同日の18年10月1日又は19年6月1日に資格を取得し、20年3月13日付けで資格を喪失した記録となっている。

このことについて、日本年金機構は、「A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の戦災による焼失及び復元の可能性や、昭和32年7月時点の実地調査の状況等については不明である。」と回答しており、厚生年金保険被保険者台帳の管理を含め、社会保険事務所（当時）における年金記録の管理は適切でなかったものとみられる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年10月1日、資格喪失日は、上記の同僚の資格喪失日と同日の20年3月13日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、未統合となっている申立人のA社における厚生年金保険被保険者台帳の昭和18年10月の記録から、100円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年3月13日から25年5月1日までについて、A社は、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、戦災により資料も焼失していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除などについて確認することができない。」と回答している上、所在が判明した同僚に照会したが、申立人の勤務実態を陳述した上記同僚以外からは、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除に関する陳述が得られない。

また、B市C町のA社（事業所整理記号E）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記録の有る上記10人の同僚は、いずれも、昭和20年3月13日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に、戦後の22年5月1日に新規適用事業所となったB市D町のA社（事業所整理記号F）において、同年5月1日付けで被保険者資格を取得していることから、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の被保険者記録は見当たらない。

なお、申立期間に係るA社の所在地が確認できる商業登記簿の記録は残っていないものの、申立期間当時の同僚は、「A社の本社は、B市C町からB市D町に移転した。」と陳述していることから、C町のA社とD町のA社は同一会社とみられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和20年3月13日から25年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を61万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、平成20年8月20日の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は給付に反映されない記録となっている。賞与明細書を提出するので、給付される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出の賞与明細書により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保

険料控除額及び賞与額から、61万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成20年8月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 21 日から 39 年 11 月 21 日まで
② 昭和 40 年 3 月 21 日から 49 年 1 月 21 日まで

年金事務所の記録では、私が A 社及び B 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 18 か月後の昭和 50 年 7 月 11 日に支給されたと記録されており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金の支給決定前の昭和 49 年 3 月 * 日の婚姻により改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとすれば改姓後の氏名で請求したと考えられるが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓のままとなっている。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計 11 ページに記載されている女性のうち、脱退手当金支給日が資格喪失日から 9 か月以上の者は、申立人を含めて 5 人であるが、申立人を除く 4 人の被保険者欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある一方で、申立人の欄には「脱」の表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

大阪厚生年金 事案 11048

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで

年金事務所の記録では、昭和55年7月31日から同年8月1日までが厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は、A社本社から同社B営業所に転勤しただけであり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社B営業所の申立期間当時の上司の陳述及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間及びその前後の期間を含めA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、解散しているため不明であるものの、事業主が資格喪失日を昭和55年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難い

ことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年12月31日から17年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成16年12月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月31日から17年1月1日まで
② 平成16年12月10日

年金事務所の記録では、私がA社及び同社のグループ会社に勤務した期間のうち、平成16年12月31日から17年1月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっており、また、16年12月10日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録並びにA社提出の個人別経歴一覧及び賃金台帳等から、申立人は、申立期間及びその前後の期間について同社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（平成17年1月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳により確認

できる報酬月額及び保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社提出の賃金台帳から、申立人は、当該期間に支給された賞与において、36万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の資格喪失日を平成16年12月31日と届け出たとしている上、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は、オンライン記録どおりの同年12月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の保険料及び同年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、53 万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私が A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の平成 4 年 10 月から 5 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたが、同年 9 月 13 日付けで、9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、上記の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 5 年 10 月 1 日）で申立人の標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されているものの、当該定時決定については、当初、平成 5 年 8 月 26 日に 53 万円と記録されていたところ、前述の遡及訂正処理を行った日と同日に当該定時決定の記録を取り消し、9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

さらに、A 社の複数の元従業員は、「平成 5 年頃に従業員の解雇及び給与の遅配があった。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえるところ、オンライン記録から、申立人以外の同社役員 3 人の標準報酬月額の記録についても、申立人と同様の処理がなされていることが確認できる。

加えて、A 社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるものの、同社の元代表取締役及び複数の元従業員は、「申立人は、B 業務を担当しており、社会保険手続等には関与していなかった。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年9月13日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る減額訂正処理は事実には即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から59年3月まで

昭和36年4月に夫婦一緒に国民年金に加入して以来、事業は継続して順調であり、私が経理事務を担当しながら、夫婦二人分の国民年金保険料を欠かさず納付してきたのに、申立期間が夫婦共に免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で国民年金に加入して以来、事業は継続して順調であったと申し立てているところ、申立人から提出のあった昭和47年1月以降の金銭出納簿を分析すると、国民年金保険料及び国民健康保険料を出金した記録が随所に確認できるが、申立期間を含む昭和51年度から59年度までの期間においては、当該保険料の記載が見られない上、ほぼ同様の期間を通じて、借入金返済に係る出金記録が毎月確認できるなど、この当時、経理事務を担当していたとする申立人が事業の資金繰りに苦慮していた状況がうかがえる。

また、申立期間は、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も免除期間となっているほか、当該期間は3年間に及び、この間、夫婦の納付記録が同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い上、申立人は、申立期間前の昭和55年10月から同年12月までの期間及び申立期間直後の59年4月から62年3月までの期間の申立人の夫に係る3か月ごとの国民年金保険料の領収証書を所持しているものの、申立期間内における領収証書は見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されて

いたことをうかがわせる事情は見当たらない上、上記金銭出納簿以外に申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月から13年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月から13年1月まで

時期及び場所は覚えていないが、私の妻が幼い二人の子供を連れて、国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

申立期間当時、退職後であったこともあり、経済的に夫婦二人分の国民年金保険料の納付は無理だったが、義父から「国民年金保険料はきちんと納付するように。」と言われていたので、時期及び場所は覚えていないものの、妻は私の分だけ納付していたと思う。

また、納付した保険料額は2万6,000円だったと妻が記憶している。

後日、妻の納付勧奨のはがきは2回ないし3回届いていたが、私の納付勧奨のはがきは届いていなかった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期及び場所は覚えていないが、申立人の妻が、申立期間において、国民年金の再加入の手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、平成12年12月26日に厚生年金保険被保険者資格の喪失後、社会保険事務所（当時）から13年2月20日に「第1号・第3号被保険者取得勧奨」及び同年3月21日に「未加入期間国年適用勧奨」が行われ、申立期間の国民年金保険料について、14年4月3日に過年度納付書が発行されているものの、申立人の妻は遡って保険料を納付したことはないと陳述している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、経済的理由から、申立人の妻が申立人の分のみを納付したと申し立てているところ、妻から聞き

取り調査を行ったが、申立期間について申立人の国民年金の再加入手続及び保険料の納付の時期、場所及び方法等の具体的な陳述を得ることができなかつた上、申立人は、これらに直接関与しておらず、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出し及び基礎年金番号の付番について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号の払出し及び基礎年金番号の付番をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務等の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5689 (事案 89 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から45年3月まで

私は、平成19年8月に申立期間を「①昭和38年11月から45年3月まで、②48年7月から49年3月まで」とした年金記録に係る確認申立てを年金記録確認第三者委員会に行い、その結果、②の申立期間のみ認められたが、残りの申立期間についても国民年金保険料を納付しているので納得できず、再申立てを行う。

納付していたことを裏付ける新たな事情として、その後、A市の職員から「国民健康保険と国民年金の保険料は一緒に集金しており、国民健康保険が未納なら台帳が残されるが、あなたの場合は台帳が廃棄されているので保険料を完納している証拠になる。」と聞いた。このように国民健康保険の保険料を納付しているのに、国民年金にも加入し国民年金保険料を納付しているのは間違いない。

また、主人は集金人にだまされたと言っており、別の機会に市役所に電話した時に、A市でも集金人による不祥事があったと職員が言っていることから、私たちが納めた保険料を集金人が横領して、後から年金手帳を再発行したとしか考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、夫婦共に昭和45年10月26日であり、同年4月から46年3月までの国民年金保険料を同年4月30日に一括納付していることが確認できること、ii)当該期間についての保険料を納付するためには別の手帳記号番号の存在あるいは特例納付が必要となるが、氏名検索等を行っても別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえず、また、特例納付が行わ

れた形跡もうかがえなかったとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、i)「A市の職員から『国民健康保険と国民年金の保険料は一緒に集金しており、国民健康保険が未納なら台帳が残されるが、あなたの場合は台帳が廃棄されているので保険料を完納している証拠になる。』と聞いた。このように国民健康保険の保険料を納付しているので、国民年金にも加入し保険料を納付しているのは間違いない。」、ii)「別の機会に市役所に電話した時に、A市でも集金人による不祥事があったと職員が言っていることから、私たちが納めた保険料を集金人が横領して、後から年金手帳を再発行したとしか考えられない。」と主張している。

しかし、A市によると、i)国民健康保険の被保険者台帳(電磁的記録として保管)は、国民健康保険料の完納後5年で廃棄しているところ、申立人に係る申立期間の被保険者台帳は現存していないが、未納保険料があった場合でも保険料徴収の時効(2年)が成立し、不納欠損となったものも台帳を廃棄するので、被保険者台帳が現存していないことをもって必ずしも国民健康保険料を完納しているとは言えない、ii)国民健康保険の集金人と国民年金の集金人はそれぞれの納付組合ごとに任用しており、同一人が両方の組合に所属し、集金をしていたかどうかについては資料の保存が無く不明であるとしていることから、申立期間に係る申立人の国民健康保険料の納付状況及び集金人による各保険料の収納状況は不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出された事情がうかがえないことを踏まえると、国民健康保険料の納付が確認できた場合においても、直ちにこれをもって申立人に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる事情と認めるまでには至らない。

また、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付に関連して、不適切な事務処理が行われたことをうかがわせる事情及び申立期間において申立人が国民年金の被保険者として取り扱われていたことをうかがわせる事情もみられず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5690 (事案 88 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 37 年 4 月までの期間及び同年 11 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 37 年 4 月まで
② 昭和 37 年 11 月から 45 年 3 月まで

私は、平成 19 年 8 月に申立期間を「①昭和 36 年 11 月から 37 年 4 月まで、②37 年 11 月から 45 年 3 月まで、③48 年 7 月から 49 年 3 月まで」とした年金記録に係る確認申立てを年金記録確認第三者委員会に行い、その結果、③の申立期間のみ認められたが、残りの申立期間についても国民年金保険料を納付しているので納得できず、再申立てを行う。

納付していたことを裏付ける新たな事情として、その後、A 市の職員から「国民健康保険と国民年金の保険料は一緒に集金しており、国民健康保険が未納なら台帳が残されるが、あなたの場合は台帳が廃棄されているので保険料を完納している証拠になる。」と聞いた。このように国民健康保険の保険料を納付しているので、国民年金にも加入し国民年金保険料を納付しているのは間違いない。

また、私は集金人にだまされたと思っており、別の機会に市役所に電話した時に、A 市でも集金人による不祥事があったと職員が言っていることから、私たちが納めた保険料を集金人が横領して、後から年金手帳を再発行したとしか考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、夫婦共に昭和 45 年 10 月 26 日であり、同年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を同年 4 月 30 日に一括納付していることが確認できること、ii) 当該期間についての保険料を納付するためには別

の手帳記号番号の存在あるいは特例納付が必要となるが、氏名検索等を行っても別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえず、また、特例納付が行われた形跡もうかがえなかったとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、i)「A市の職員から『国民健康保険と国民年金の保険料は一緒に集金しており、国民健康保険が未納なら台帳が残されるが、あなたの場合は台帳が廃棄されているので保険料を完納している証拠になる。』と聞いた。このように国民健康保険の保険料を納付しているので、国民年金にも加入し保険料を納付しているのは間違いない。」、ii)「別の機会に市役所に電話した時に、A市でも集金人による不祥事があったと職員が言っていることから、私たちが納めた保険料を集金人が横領して、後から年金手帳を再発行したとしか考えられない。」と主張している。

しかし、A市によると、i)国民健康保険の被保険者台帳(電磁的記録として保管)は、国民健康保険料の完納後5年で廃棄しているところ、申立人に係る申立期間の被保険者台帳は現存していないが、未納保険料があった場合でも保険料徴収の時効(2年)が成立し、不納欠損となったものも台帳を廃棄するので、被保険者台帳が現存していないことをもって必ずしも国民健康保険料を完納しているとは言えない、ii)国民健康保険の集金人と国民年金の集金人はそれぞれの納付組合ごとに任用しており、同一人が両方の組合に所属し、集金をしていたかどうかについては資料の保存が無く不明であるとしていることから、申立期間に係る申立人の国民健康保険料の納付状況及び集金人による各保険料の収納状況は不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出された事情がうかがえないことを踏まえると、国民健康保険料の納付が確認できた場合においても、直ちにこれをもって申立人に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる事情と認めるまでには至らない。

また、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付に関連して、不適切な事務処理が行われたことをうかがわせる事情及び申立期間において申立人が国民年金の被保険者として取り扱われていたことをうかがわせる事情も見られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から53年11月まで

私は、子供の出産のためA社を昭和50年1月に退社し、子を同年*月に出産したが、この出産前後に近くに住むおばあさんが台帳を持って国民年金保険料の集金に来た。この時から、同じ人が毎月保険料を集金に来たので、いつもお金を手渡して納付した。保険料額は、最初1,800円程度だったと思うが、おばあさんが朝早く来た時もあり、大変だったことを覚えている。私は、間違いなく申立期間の保険料を納めているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳によると、国民年金に係る「初めて被保険者となった日」欄に、昭和53年12月19日と記載されている上、「国民年金の記録(1)」欄では、同日に国民年金に任意加入した旨記載されていることが確認できる。また、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同日付で新規に国民年金に任意加入した旨記載されていることが確認でき、年金手帳の記載内容と一致する上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年12月に払い出されていることが確認できる。これらのことを踏まえると、夫が厚生年金保険被保険者であった申立人は、この頃に国民年金に任意加入したものと推認され、この場合、申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例制度により納付を猶予されていたものと認めることはできない。また、同期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで

私の国民年金保険料の納付記録によると、申立期間は未納扱いになっているが、その前後の期間は学生納付特例制度により保険料の納付が猶予されているので、学生であった申立期間も同制度により納付が猶予されているはずだ。

また、時期ははっきりしないが、何回か集金の人が自宅に来て、国民年金保険料の納付を督促したので、7万円から10万円までぐらいたったと思うが申立期間の保険料を一括納付した記憶もある。

記録上、申立期間が未納扱いになっているのは納得できないので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、学生納付特例制度により納付が猶予されているか、又は、納付しているとしているが、当時の住所地を管轄する年金事務所が保管する申立期間に係る国民年金保険料の現金領収書の原符（領収書控えに相当するもの）には、申立人に係る当該原符は見当たらない。

また、申立期間について、申立人が学生納付特例制度の対象となる学校に在籍していたことを示す関連資料は無い上、同制度及び国民年金保険料免除制度の申請窓口であるA市の国民年金マスターチェックリストによると、申立人は、平成13年5月5日に学生納付特例制度により保険料の納付が猶予され、14年4月1日に保険料半額免除制度により保険料の納付が半額免除され、15年4月1日に再度学生納付特例制度により保険料の納付が猶予されたことがそれ

それぞれの届出日とともに記録されていることが確認でき、これらの記録に不自然さはうかがえず、その内容はオンライン記録と一致する。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後で、14年4月に国民年金保険料の収納事務が国に一元化された以降の期間であるため、保険料収納に係る事務処理の機械化が促進されていることから、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、学生納付特例制度により納付を猶予されていたものと認めることはできない。また、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年7月から18年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 から 18 年 6 月 まで

平成17年の終わり頃、自宅に社会保険事務所(当時)の職員が訪ねて来て、その時、夫が私たち二人の申立期間の免除申請手続きをしたと聞いている。それを裏付けるものとして、社会保険事務所の職員が同年12月26日に戸別訪問で主人と面談している記録が残っているのを年金事務所で確認している。

申立期間後の平成18年7月以降については、免除の手続きをした明確な記憶がないので申立てをしないが、申立期間については、訪ねて来た職員に夫が口頭で免除申請手続きをしてくれるよう間違いなくお願いしたと言っており、その結果、夫の記録が申請免除となっているので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年の終わり頃に申立人の夫が申立人とその夫の申立期間に係る免除申請を行ったとしているが、申立人の住所地を管轄する年金事務所が保管する当該期間の国民年金保険料免除・納付猶予申請書には、申立人の夫に係る同申請書は確認できるが、申立人に該当する同申請書は見当たらない。

また、申立人は、免除申請手続きの方法について、訪問を受けた社会保険事務所の職員に対して申立人の夫が口頭で行ったとしているが、申立人の夫に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請書によると、申請者の欄に署名・押印が確認できる上、平成18年1月4日付けで郵送により受け付けられたことを示す受付印が確認でき、これらの状況は申立内容と一致しない。

さらに、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が促進されていることから、記録誤り等が生じる可能

性は少ないものと考えられる上、申立人の夫が申立期間に係る申立人の免除申請をしたことを示す関連資料(免除申請書控え等)は無く、ほかに申立期間に係る申立人の免除申請がなされたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間について、申立人が国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から47年12月まで

結婚後の昭和40年11月頃に、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、加入後は自宅に来る集金人に、主に妻が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していた。加入当初に国民年金手帳を受け取った記憶はなく、48年3月6日に年金手帳の交付を受けるまでは、集金人に保険料を納付する都度、横長の領収証書を受け取っていた。

また、加入手続の際に、厚生年金保険と国民年金との間に空白期間があるので、継続できるように頼んだところ、4,600円余りの金額が記載された納付書が送付されてきた。しかし、当時は生活が苦しく、その納付書で国民年金保険料を納付することができなかつたので、会社退職後、国民年金に加入するまでの期間の保険料は納付していないが、国民年金に加入してからの期間の保険料は納付しているので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和48年3月6日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、40年11月から45年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、申立期間のうち、46年1月から47年3月までの保険料は過年度保険料となり、通常、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできない。

また、申立期間のうち、昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料については、現年度納付が可能ではあるものの、申立人は、保険料を集金人に納付した時に領収証書を受け取っていたと申し立てしているところ、A市では、

昭和 47 年度までは印紙検認方式による保険料収納が通例である上、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和 48 年 3 月 6 日発行の記載があり、昭和 47 年度の印紙検認記録欄には、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までについて保険料を納付したことを示す検認印が確認できるものの、47 年 4 月から同年 12 月までについては検認印が確認できない上、申立人は当該年金手帳以外に別の年金手帳は無かったと思うと陳述している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続より前の期間の国民年金保険料として、4,600 円余りの金額が記載された納付書の送付を受けたものの納付は行わず、また、これ以外にも過去の未納期間の保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

この点について検証したところ、申立人の国民年金被保険者資格が始まる昭和 39 年 7 月から加入手続時前月の 40 年 10 月までの国民年金保険料額は 1,600 円と陳述の金額と一致しないが、一方、上記のとおり、申立人所持の国民年金手帳に検認印が認められない 47 年 4 月から同年 12 月までの保険料額は 4,650 円と陳述の金額と一致する上、特殊台帳を見ると、昭和 48 年度に納付催告が行われた事跡が認められることからみて、申立人の記憶している納付書は当該期間に係る過年度納付書であった可能性が否定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

大学を卒業して就職した昭和52年4月に、自分自身で、A市役所で国民年金の加入手続を行った際、遡って過去2年分の国民年金保険料を窓口で納付したはずである。

当時の初任給が7万円で、母親へのプレゼントを考えていたが、母親から「自分のためになることに使いなさい。」と言われ、そのほとんどを国民年金保険料として納付した記憶がある。

私の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和52年4月1日とされているが、51年を52年に書き直した跡があり、当時、市役所の窓口担当者から、「過去の国民年金保険料を納付しても、資格を取得した日は昭和52年4月だから。」と言われ、訂正されたことを覚えている。

国民年金の加入当初に2年分の国民年金保険料を遡って納付しているはずであり、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和52年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、53年3月13日に払い出されており、また、申立期間当時、申立人は大学生であり、申立期間は国民年金の任意未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として7万円ぐらいを納付したとしているが、申立期間の保険料額は3万円であり、金額が一致しない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った市役所の窓口で、過去の国民年金保険料を納付したとしているが、市役所の窓口では過年度保険料につい

ては収納しないのが通例であり、申立内容は制度状況と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から62年3月まで
昭和60年3月頃、転職を契機にA市役所に出向き、国民年金に加入した。
加入後の国民年金保険料については、毎月、妻が市役所に出向き、未納なく納付してきたはずである。
国民年金保険料額等の詳細は全く覚えていないが、申立期間に係る保険料を納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、毎月、妻が市役所窓口で納付し続けてきたと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において、同年3月11日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の保険料を納付することは可能である。

しかし、申立期間の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の妻は、保険料については、市役所の窓口へ持参したはずであるが、当時は申立人の離職等で生活環境が大きく変化した時期でもあり、申立期間の保険料全てを確実に納付した自信はないと陳述している。

また、オンライン記録を見ると、昭和63年9月7日付けで過年度保険料に係る納付書が作成された事跡が確認できることから、少なくとも、申立期間のうち、当該納付書の作成時点で時効の到来していない昭和61年度及び62年度中において、未納期間として取り扱われた時期があったものと考えられる。

この点、申立人の妻は、市役所窓口で納付したとするのみで、過年度納付がうかがえる明確な陳述は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、申立人の保険料の納付を担っていたとする申立人の妻から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5697 (事案 4484 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年4月まで

申立期間当時、父親が民生委員をしていた関係で、国民年金への加入を町内の人たちに勧奨していたので、家族全員の加入手続もしてくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料についても、母親が集金人に納付していたはずなので、申立期間が未加入期間とされているのは納得できない。

以上を年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの回答を受けた。その際、父親の国民年金への加入履歴が無いとの説明を受けたが、その後、父が国民年金を受給していたことを証明する預金通帳を発見したので、写しを提出する。これにより、家族全員が国民年金に加入していたことは間違いなく、申立期間当時、民生委員をしていた父が、率先して家族全員を国民年金に加入させ、また、国民年金保険料も納付していたことの証明でもあり、私の申立期間についても加入していたはずなので、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年3月14日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年12月14日にA市B区(現在は、C区)において払い出されており、申立期間当時、申立人は学生であり、国民年金の任意未加入期間であるため、この手帳記号番号の払出時点においては、制度上、国民年金保険料を遡って納付することはできないこと、ii) A市C区保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間は未納とされていること、iii) 申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番

号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかったこと、iv) 申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付状況等に関する記憶は曖昧であり、申立人の加入手続を行ったとする申立人の父親及び保険料の納付を担っていたとする申立人の母親は、いずれも他界していることから、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかったことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、申立人の父親の国民年金受給が記録された父親名義の預金通帳の写しを新たな資料として提出しており、再調査したところ、申立人主張のとおり、申立人の父親に係る国民年金の加入記録が新たに確認されたものの、このことが、申立人自身が申立期間当時、国民年金に加入したことに結びつくとは認め難い。

また、申立人の父親は、昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの 10 年間について、国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、i) A 市 C 区保存の申立人の父親に係る国民年金被保険者名簿を見ると、用紙自体が 44 年 8 月に製造されたものであること、ii) 昭和 41 年度、42 年度及び 43 年度の国民年金保険料を昭和 44 年 12 月 17 日付けで過年度納付していること及び昭和 44 年度の保険料を昭和 44 年 12 月 16 日に現年度納付していること、iii) 申立人の父親に係る国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の生年月日について、その多くが申立人の父親と同様に明治 44 年以前であることなどからみて、申立人の父親は、高齢者を対象とした特例措置が講じられたことを契機に、昭和 44 年 12 月頃に加入手続を行い、通常の時効消滅期間を超えて、過去の未納保険料について、遡って納付することにより年金受給資格を得たものと考えられ、申立期間当時において、率先して自身の国民年金保険料を現年度納付していたとも認め難い。

以上のことから、申立人提出の資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社は、昭和 60 年 8 月頃からB社グループの傘下となり、申立期間は、同グループから給与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 8 月頃に自身が勤務していたA社がB社グループの傘下となったことから、申立期間は同グループから給与の支払を受けており、厚生年金保険料も控除されていたはずであると申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 62 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社及び同社関連グループ会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人がA社と一緒に立ち上げ、申立期間当時も申立人自身と同様にB社の傘下で勤務していたとする元同僚二人(A社の元代表取締役とその妻)の被保険者記録は確認できない上、当該元同僚のうち一人は既に死亡し、残りの一人は照会するも回答が得られないことから、これらの者から申立人の申立期間当時に於ける勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、オンライン記録において、前述の元同僚二人は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、現在のB社の取締役(経理担当者)は、「A社の代表取締役が、申立期間当時、国民年金に加入していた

ことを考えると、会社同士の話し合いで厚生年金保険に加入しないことになって
いたと思われる。」旨陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番
は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、
控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月頃から 39 年 2 月頃までの期間のうち
1 年又は 2 年ぐらいの期間

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間に同じ職種に従事していた元同僚の記録は有るのに、私の記録が無いのは納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社でB業務に従事し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成 11 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明のため、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 17 人に照会し 15 人から回答を得たが、申立人のことを覚えている者はいない。

さらに、申立期間当時、A社において、B業務を管理していたとする元従業員は、「申立人の申立期間における在職及び厚生年金保険の加入状況は不明であるが、A社にB業務従事者として雇用されていた者は少数であり、個人事業主として契約している者が多かった。その場合には厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」旨陳述しており、申立人が申立期間当時、B業務従事者として一緒に勤務していたとする元同僚も「申立人と同時期にA社に勤務した記憶はあるが、その時期は不明である。自分自

身の厚生年金保険への加入及び保険料控除も不明であるが、私は、事業所から健康保険被保険者証を受け取ったことがなく、国民健康保険に加入していたと思う。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿において、当該元同僚の氏名は確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 55 年 3 月 21 日まで
ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。給与明細書は保管していないが、勤務した期間に給与が減額されたことはないので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務した期間に給与が減額されたことはないのに、申立期間の標準報酬月額がそれ以前の期間より低く記録されているのは納得できないと申し立てている。

しかし、A社の人事担当者は、「申立人の標準報酬月額が減額されているのは、申立人が申立期間当時に所属していた部署の業務内容から判断して、変動給である時間外、休日出勤手当の大幅な減少によるものと思われる。」と回答しているところ、申立人が同じ部署で勤務していたとする元同僚二人も、「申立期間当時は残業手当に変動があった。標準報酬月額が下がっているのは、残業手当の減少によるものだと思う。」旨陳述しており、両名のオンライン記録を見ると、申立人同様、昭和 53 年 10 月の定時決定により、標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

また、B健康保険組合保管の申立人に係る健康保険被保険者台帳を見ると、申立期間の標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 35 年 9 月 21 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和35年12月12日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む健康保険整理番号1番から750番までの被保険者のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員62人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め31人見られ、そのうち24人が資格喪失後6か月以内に支給決定されているほか、同一支給決定日の受給者が散見できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間での被保険

者資格を喪失後、通算年金制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはないかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月21日から33年6月6日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月半後の昭和33年7月18日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計5ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した29人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め28人見られ、全員が資格喪失後6か月以内に支給決定されているほか、同一支給決定日の受給者が複数散見できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さもうかがえない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間での被保険

者資格を喪失後、通算年金制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはないかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から同年11月30日まで
② 昭和27年7月20日から34年9月6日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社（昭和33年3月1日付けでB社から名称変更）における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。脱退手当金受取のはがきをC県の同社の事務員からもらったので、脱退手当金の請求手続は会社がしたと思う。

A社を退職後、D社会保険事務所（当時）に、脱退手当金受取のはがきを持参したが、職員はがきを預かるというので預け、そのままとなっている。

このような経緯で脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求したが、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での最終の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和34年11月9日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の昭和34年10月8日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人

と同一時期(おおむね前後2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員16人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め11人見られ、そのうち9人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる上、申立人自身も、「脱退手当金受取のはがきをA社の事務員からもらった。」旨陳述し、事業主による代理請求を認めている。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間での被保険者資格を喪失後、通算年金制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

大阪厚生年金 事案 11057（事案 4642 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 29 日から 57 年 10 月 19 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務が確認できない等として、申立ては認められなかった。
しかし、訂正不要の判断に不服があるので、再度調査の上、申立期間が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間におけるA社での勤務が確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の事情を知る者としてA社と同じ場所にあるB社で勤務する者の氏名を挙げているが、同人は、「申立人とはB社で一緒に勤務していた。申立人が同社を退職後にA社で勤務したのは間違いないが、A社での勤務期間及び厚生年金保険料の控除については、別会社であったため不明である。」としており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

また、申立人は、申立期間における自身の所得税の記録を調査してほしいとしているところ、A社の所在地を管轄する税務署は、「申立人の申立期間における源泉徴収票については、保存期限が経過しているため確認できない。」と回答している。

さらに、今回、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録の有る元従業員 21 人を新たに追加抽出し、住所の判明した 11

人に照会し、2人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和53年3月1日に資格を取得、同年4月29日に離職と記録されており、厚生年金保険の加入記録と符合しているところ、前述の被保険者名簿から申立人とほぼ同時期に資格を取得している元従業員の雇用保険の加入記録も厚生年金保険の加入記録と符合している。

なお、申立人から提出された日本年金機構及び年金記録確認第三者委員会宛の手紙2通と総務大臣宛の手紙の内容からは、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる新たな周辺事情は見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11058 (事案 7861 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年12月3日まで
② 昭和23年2月5日から24年1月1日まで
③ 昭和36年4月1日から同年10月26日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)C事業所に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が、また、D社に勤務した申立期間③の加入記録が、それぞれ無いとの回答をもらった。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務が確認できない等として、申立ては認められなかった。

しかし、申立期間①及び②もA社C事業所で、申立期間③にD社で勤務し、それぞれ厚生年金保険に加入していたのは間違いなく、訂正不要の判断に納得できない。今回、新たな関連資料等はないが、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) E社(B社のグループ企業の給与事務等を担当する会社)は、「申立期間当時の人事記録及び賃金関係資料は保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は不明である。」としている、ii) A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し4人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態等が確認できない、iii) 当該4人について、同人たちが記憶している入社時期と上記被保険者名簿における資格取得日とを比較したところ、入社時期に資格を取得している者はおらず、入社時期の7か月ないし8

か月後に資格を取得していることが確認できるほか、そのうちの一人は、「資格の取得までに試用期間があったことを覚えている。」と陳述していることから、同社C事業所では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる等として、また、申立期間③に係る申立てについては、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人は申立期間当時のD社の同僚等を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し3人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間①及び②もA社C事業所で、申立期間③にD社で勤務し、それぞれ厚生年金保険に加入していたのは間違いない。」と改めて主張しているが、申立人から新たな関連資料等の提出は無く、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立期間①及び②については、今回、前述のA社C事業所に係る被保険者名簿で申立期間に被保険者記録の有る元従業員のうち、前回照会を行った者とは別の元従業員に照会し、新たに4人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができなかった。

さらに、申立期間②について申立人は、「前回提出した英語の参考書の裏表紙にA社C事業所のゴム印があり、退職日まで記載されているのに、なぜそれで勤務を認めないのか。」としているが、申立人が記載を依頼したとする元上司は、既に死亡しているため確認することができない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月 26 日から 58 年 2 月まで
② 昭和 59 年 7 月 29 日から 63 年 5 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。A社ではC業務の管理者として勤務し、B社ではD市等でのE業務に従事していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の二人の元役員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時も同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 55 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所ではない。

また、前述の元役員二人は、「A社では、厚生年金保険の加入は本人の希望制であり、加入していても途中でやめることができた。」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間当時のA社の従業員数は30人ぐらいであったと陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 52 年 6 月 26 日時点の被保険者数は11人であることが確認できる上、申立人が、名字のみを記憶している同僚は、被保険者名簿に記録が見当たらないことから、申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿を見ると、昭和 52 年 6 月 26 日の被保険者資格

の喪失に伴い、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所(当時)に返納されたことを示す記録が確認できるところ、F市の記録によると、申立人は、当該資格喪失日に国民健康保険に加入している。

申立期間②については、申立人は、申立期間もB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社の元事業主は、「申立期間当時、日給月給の給与計算のために日報を付けていた。保管している日報の記録では、申立人は、昭和59年6月12日まで勤務していた記録が残っており、この頃に、申立人が退社したことを記憶している。なお、申立人の資格喪失日が同年7月29日と記録されていることについては、当時の資料を保管していないため、詳細は分からない。」と陳述しており、元事業主提出の日報を見ると、陳述どおりの記録が確認できる。

また、申立人は、二人の同僚を記憶しているが、名字のみの記憶であるため当該同僚を特定することができず、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し3人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、昭和59年7月29日の被保険者資格の喪失に伴い、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことを示す記録が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

加えて、F市の記録によると、申立人は、申立期間に国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、C業務従事者として勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間は、毎月の給与として、歩合給を含めて30万円前後支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与月額歩合給を含めて30万円前後であったのに、標準報酬月額がこれより低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料は保存していないが、申立人については、歩合給の額が大きかったので、標準報酬月額は、基本給に基づいて算定したと考えられる。」としているところ、申立期間に同社で申立人と同様のC業務従事者として勤務していたとする元従業員の一人が記憶する入社当初の基本給の月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、申立期間当時、同社では、申立人を含むC業務従事者について、歩合給を含めない給与額に基づいて標準報酬月額を算定していたことがうかがえる。

また、申立期間にA社に勤務していた別の元従業員から提出された「昭和56年分給与所得の源泉徴収票」に記載された社会保険料等の金額から算出される標準報酬月額は、おおむね同人のオンライン記録と一致しており、同社も、「保険料控除については、届出を行った標準報酬月額に基づいて行っていたと考えられる。」としていることから、同社では、申立期間当時、社会保険事務所(当時)に届け出た報酬月額に基づき決定された標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除していたと推認される。

さらに、A社の従業員は、申立期間当時、B組合を通じて厚生年金保険及び健康保険に加入していたと考えられるところ、D健康保険組合提出の被保険者名簿に記録されている申立人に係る標準報酬月額がオンライン記録と一致している上、前述のB組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人に係る標準報酬月額の記録に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月から 3 年 9 月 5 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、申立期間以前にも同社で働いたことがあり、同社から帰って来いと言われて再入社した。申立期間は、同社でB業務に従事した。その後に勤務した同社からのれん分けしてできたC社では加入記録があるのに、A社での加入記録が無いのはおかしい。申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元上司の陳述等から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 10 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険には、本人からの加入の希望があった場合に加入させていた。入社と同時に加入させることはなかったし、会社の方から厚生年金保険に加入するかどうかを従業員に確認することもなかったので、従業員側から特に加入を希望する旨の意思表示がなければ、加入させていない。」と陳述しているところ、申立人は、「厚生年金保険の加入についての希望を会社に伝えた記憶はない。」としている。

さらに、オンライン記録において、申立人が記憶している複数の同僚の申立期間におけるA社での厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、複数の元従業員は、申立期間当時の従業員数について、少なくとも 50 人ないし 80 人程度は勤務していたと陳述しているところ、オンライン記録

によると、平成元年5月1日にA社が厚生年金保険の適用事業所となって以降、申立期間終期に当たる3年9月5日までの期間に、同社で厚生年金保険の資格を取得した者は25人であることが確認できることから、前述の社会保険事務担当者の陳述どおり同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社の申立期間に係る健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

なお、申立人は、「A社の関連会社であるC社で加入記録があるのに、A社で勤務した申立期間に係る加入記録が無いのはおかしい。」としているが、商業登記の記録からは、当該両社の関連を確認できない上、両社の複数の元従業員は、「C社はA社ののれん分けではなく、別会社だった。」と陳述しており、申立人が申立期間直後にC社で厚生年金保険に加入していることをもって、申立期間もA社において当然に厚生年金保険に加入していたとまでは推認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 3 日から 41 年 1 月 8 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社でB業務従事者として勤務していた厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされている。
しかし、当時は脱退手当金の制度など知らず、請求した覚えも、受給した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名・押印が確認でき、記載されている住所は、脱退手当金支給当時に申立人が居住していたとする場所と符合する。

また、申立人の脱退手当金については、申立人がA社を退職後の昭和 41 年 1 月 29 日に、同社を管轄する社会保険事務所（当時）で請求が受け付けられた後、資格喪失日から約 4 か月後の同年 5 月 9 日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支払は、申立人の当時の居住地と同一市町村内の金融機関での通知払（隔地払）と記録されている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計 10 ページに記載された約 100 人の元従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね前後約 2 年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして資格を喪失した女性の元従業員 30 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 24 人であり、そのうち 19 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されているほか、同一支給決定日の受給者が散見できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請

求がなされた可能性がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立人に係る脱退手当金裁定請求書において、公的年金の加入歴を記載する欄には未請求となっている期間は記入されていないことが確認できる上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 6 日から 38 年 9 月 26 日まで
② 昭和 40 年 1 月 11 日から 41 年 5 月 26 日まで

年金事務所から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの記載があった。

A社を退職した時に脱退手当金の請求をしたこと及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、管轄する年金事務所が保管している申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が確認できる上、記載されている住所は申立人の当時の住所と一致し、支払金融機関は当該住所地に最も近い郵便局であり、隔地払（通知払）となっている。

また、当該裁定請求書には、A社における退職時期に近い昭和 41 年 5 月 24 日に、上記住所地に転居していたことが確認できる住民票も添付されている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかにも、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 3 日から 37 年 2 月 1 日まで
年金事務所から届いた確認はがきを見ると、A社における厚生年金保険の加入期間について脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、当時、脱退手当金を請求したこと、及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む前後計 90 人のうち、申立人と同じ時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性 24 人について、脱退手当金支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 20 人見られ、そのうち 18 人は資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることが確認できるほか、支給決定日が同じとなっている例が複数みられることから、申立人についても、その委任に基づき事業主により代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、事務処理上も不自然な点は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 2 日から 41 年 7 月 21 日まで
② 昭和 42 年 11 月 10 日から 43 年 2 月 21 日まで
③ 昭和 43 年 3 月 1 日から 46 年 7 月 11 日まで

日本年金機構より脱退手当金の確認はがきが送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社、B社及びC社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和46年12月14日に支給決定されていることが確認できる。

また、C社（現在は、D社）に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（単票）には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示とともに、昭和46年8月31日付けで当該記録を社会保険庁業務課（当時）に進達したことを示す記載が確認でき、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 16 日から 42 年 7 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
申立期間に勤務していたことを記憶しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、申立期間を含め正社員として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚を抽出して事情照会したものの、申立人の申立期間における在籍について、具体的な陳述は得られず確認することができなかった。

また、A社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

さらに、上記複数の同僚のうち、自身のA社における厚生年金保険被保険者記録に誤りがあると回答した者は見当たらない。

なお、申立人は、自身が申立期間当時に作成したとするメモを提出しているところ、当該メモに申立人が記入したA社への入社日は、オンライン記録における資格喪失日と一致しており、資格取得日とは一致していないなど、当時の状況が正確に記載されていたものとは考えにくい。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 21 日から 5 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に比べて低い額で記録されていることが分かった。

私は、業務に必要な二つの資格を持ってA社に入社したので、入社時の給与は資格の無い人よりも高い 17 万円の基本給と歩合給であったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額の記録が 11 万円となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金明細書に記載されているA社からの給与振込額及び雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額から判断すると、申立人の申立期間当時の給与支給額は 18 万円程度であったことがうかがえる。

しかし、申立期間とほぼ同時期にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している女性従業員 40 人(申立人を含む。)の資格取得時の標準報酬月額は 9 万 8,000 円から 14 万 2,000 円までで、半数以上の者が申立人と同額の 11 万円と記録されており、申立人が主張する申立期間当時の給与額に相当する標準報酬月額となっている者は確認できない。

また、上記 40 人のうち連絡のとれた 10 人中 5 人が、入社時の給与は申立人と同様に基本給 17 万円に歩合給を加えた額であったと回答しているところ、当該 5 人の資格取得時の標準報酬月額は、基本給より少ない 10 万 4,000 円から 11 万 8,000 円までと記録されていることから、申立期間当時、A社では、資格取得時の標準報酬月額として、基本給より少ない金額を社会保険事務所

(当時)に届け出ていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していないことから、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、申立人に係る厚生年金基金の標準報酬月額記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 7 日から 38 年 12 月 16 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社での厚生年金保険加入期間について脱退手当金が支給済みとなっている。
年金の裁定請求時から、脱退手当金支給済みとなっていることに納得できなかったが、はっきりした記憶もなかったのものでそのままにしていた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和40年5月28日に支給決定されていることが確認できる。同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の名字が同年2月に旧姓から新姓に変更されていることが確認できる。また、戸籍の記録によると、申立人は同社退職後の39年8月に婚姻により改姓していることから、当該脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から8年7月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、C社)の派遣社員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は派遣先のB社でD作業員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の元従業員二人の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社の派遣社員として派遣先のB社で勤務していたことが推認できる。

しかしC社提出の申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を見ると、事業主は、申立人の資格取得日を平成8年7月1日として社会保険事務所に届け出たことが確認でき、当該資格取得日はオンライン記録と一致している。

また、C社は、「申立期間当時の関係資料が残っていないため詳細は不明であるが、厚生年金保険の資格の取得について届出をしていないにもかかわらず、給与から保険料を控除することはない。」としている。

さらに、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 29 日から 60 年 1 月 1 日まで
ねんきん定期便を見たところ、A社（現在は、B社）C事業部での厚生年金保険の加入期間が昭和 59 年 12 月 29 日までとなっているが、同年 12 月の勤務日は全て出勤しており、私が所持する同年 12 月分の給与明細書でも、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、同年 12 月について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間当時の厚生年金保険料の控除方法を当月控除であるとしているところ、申立人から提出された昭和 59 年 12 月分給与明細書に保険料控除額が記載されていることから、申立人が、同年 12 月の保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

しかし、B社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和 59 年 12 月 29 日として社会保険事務所(当時)に届け出たことが確認でき、当該資格喪失日は、オンライン記録と一致している上、同社は、「昭和 59 年 12 月の保険料は、給与計算の都合上、一旦控除した後に返金した。」としている。

また、申立人から提出された申立人自筆による退職願の控えを見ると、「退職希望年月日」及び「最終勤務年月日」の欄には、いずれも「昭和 59 年 12 月 28 日(金曜日)」と記載されている。このことについて、B社は、「申立期間当時、自己都合により退職する者については、最終勤務日を退職日としていた。」としており、当該日付は、雇用保険の記録及び同社提出の申立人に係る退職辞令の記載内容とも一致していることから、申立人がA社を退職したのは、昭和 59 年 12 月 28 日であると認められる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は昭和 59 年 12 月 29 日となり、申立人の主張する同年 12 月は、制度上、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月から同年 5 月まで

私は、学校を卒業後、同校での同級生と共にA社（現在は、B社）に入社し、C事業部に配属され勤務した。当該同級生は、同社において配属された事業部は異なっていたが、勤務期間は短期間であっても厚生年金保険の加入記録があるというのに、私には記録が無く、同じ会社で勤務していたのに扱いが異なることには納得がいかない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C事業部で勤務したとしているところ、申立人が、学校の同級生で、同社に同期入社し、勤務期間が短期間でも厚生年金保険の加入記録があるとして名前を挙げた者は、「申立人は、私と同じ昭和 34 年 3 月に学校を卒業し、その翌月、A社に入社した。配属先は、申立人は同社C事業部であり、私は同社D事業部であった。」としており、同社D事業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同級生の被保険者記録が確認できることから、申立人が昭和 34 年 4 月頃に同社に入社し、同社C事業部に配属されたことが推認できる。

しかし、A社E事業所及びF事業所いずれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の名前は見当たらず、同社E事業所については、昭和34年3月18日から同年6月1日まで、同社F事業所については、同年3月18日から6月15日までの期間に資格を取得した者に係る健康保険番号に欠番は無い。

また、当該事業部傘下の厚生年金保険適用事業所として、A社E事業所及び同社F事業所の2事業所が確認できるところ、同社のD事業部、E事業所及び

F事業所に係る前述の被保険者名簿について、昭和34年4月における資格取得状況を照査してみると、同社D事業部においては、8回にわたって頻繁に加入手続きが行われているのに対し、同社E事業所及び同社F事業所においては、それぞれ2回ずつしか加入手続きが行われておらず、同社傘下の工場であっても、適用事業所ごとに資格取得に係る取扱いが区々^{まちまち}であったことがうかがえる。

さらに、A社E事業所及び同社F事業所に係る前述の被保険者名簿から、申立期間当時に記録の有る者を抽出し、連絡先の判明する15人に照会した結果、10人から回答を得られたが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができなかった。

加えて、B社は、「申立期間当時の退職者名簿を保管しているが、申立人の名前は無い。また、申立期間の社会保険事務所（当時）への届出書類及び賃金台帳等の保険料控除が確認できる資料は、保管していないが、厚生年金保険に加入させていない者の給与から保険料を控除していたとは考え難い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 15 日から 44 年 10 月 9 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっている旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間当時、脱退手当金の制度を知らず、自身で請求手続などを一切していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和44年12月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 2 日から 63 年 12 月 1 日まで

私は、A社が経営するB事業所で昭和 60 年 9 月から勤務した。最初の 1 年は社会保険に未加入であったが、61 年 9 月 2 日からは、保険加入を条件として勤務することになったのに申立期間の加入記録が無い。同社ではC業務の仕事をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 9 月 2 日からは厚生年金保険及び健康保険の加入を条件にA社が経営するB事業所において勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社提出の被保険者資格取得確認通知書及び被保険者資格喪失確認通知書を見ると、資格取得日は昭和 63 年 12 月 1 日、資格喪失日は平成 8 年 10 月 26 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できるところ、同社は、「はっきりしたことは分からないが、当時は希望者のみを厚生年金保険及び健康保険に加入させており、被保険者となっていない者の給与から保険料を控除することはない。」としている。

また、申立人が記憶していた同僚の厚生年金保険の加入状況を確認したものの、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、その氏名は見当たらない上、申立人は、申立期間当時の従業員は、15 人ないし 16 人ぐらいであったとしているところ、同名簿を見ると、被保険者数は 2 人ないし 6 人となっていることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録の有る 10 人を抽出し、所在の判明した 6 人に照会したものの、申立人の申立期

間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、昭和 38 年 10 月 19 日に同社に入社し、39 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社で勤務していたと陳述している。

しかしながら、A社は、昭和 39 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、A社における同僚として5人の名前を挙げているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、そのうち4人には被保険者記録が有るものの、1人は記録が見当たらない。そこで、被保険者記録のある4人のうち、所在の判明した3人に照会し、3人全員から回答を得られたものの、2人は申立人を記憶しておらず、唯一申立人を記憶していた同僚は、申立人の退社時期までは記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認することができない。

さらに、申立人は、「昭和 39 年*月の出産の際、夫の勤める事業所から家族出産育児一時金が出たので、この時期は夫の扶養家族になっていた。」と陳述しているところ、申立人の夫も、「当該事業所には昭和 39 年 1 月 23 日に入社し、最初から妻を扶養家族に入れていた。」旨陳述しており、申立期間当時、申立人は、その夫の被扶養者であったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険整理番号に欠

番は無い上、記録に遡及訂正等の不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

なお、複数の同僚が、「A社の近隣に『B』という同社の本店があった。」と陳述していることから、当該名称の適用事業所を調査したが見当たらない上、C県下において類似名称の事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても調査したが、申立人に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 31 日から 62 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 4 月から 61 年 12 月 31 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、年金事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、同年 12 月 31 日となっている。したがって、同年 12 月の 1 か月間が、厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 61 年 12 月 31 日まで勤務し同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は 62 年 1 月 1 日であると申し立てている。

しかしながら、B 社は、「辞令発令簿によると、申立人は昭和 61 年 12 月 30 日付けで退職と記されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年 12 月 31 日として社会保険事務所(当時)に届け出たと思われる。また、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管していないものの、当社の厚生年金保険の保険料の控除方法は、当時から翌月控除を採用しており、同年 12 月の保険料は申立人の給与から控除していない。」旨回答している。

また、上記の辞令発令簿において、申立人と同日である昭和 61 年 12 月 30 日付け退職と記載されている同僚 6 人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日も、オンライン記録によると同年 12 月 31 日となっている。

さらに、申立人は、雇用保険の加入記録及び C 年金基金から提出された加入員台帳の記録によれば、昭和 61 年 12 月 30 日に A 社を退職していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の

前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は昭和 61 年 12 月 31 日であり、申立人の主張する同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年3月5日から同年4月6日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月1日から63年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月5日から同年4月6日まで
② 昭和62年10月1日から63年8月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いとの回答を受けた。

昭和62年3月5日にA社に入社したのに、厚生年金保険の被保険者期間が同年4月6日からとなっているのはおかしい。

申立ての事実を確認できる給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、標準報酬月額が16万円と記録されているが、給与は19万円程度支給されていた。

申立ての事実を確認できる給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する給与明細書から、申立人が、申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「当社は、申立期間当時、厚生年金保険料を当月控除していた。」と回答しているところ、申立人から提出された給与明細書（昭和62年3月分）には、厚生年金保険料の控除に係る記載が無い。

また、A社において月の途中に資格を喪失している元従業員25人に照会し、

3人から回答を得たものの、申立期間当時、厚生年金保険料が翌月控除であったことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間②に係る給与明細書を見ると、18万円から23万円程度までの給与が支給されている記載が有るものの、同明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額（16万円）と一致している。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から34年2月1日まで
② 昭和35年4月12日から38年3月26日まで

年金事務所の記録では、私がA社及びB社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は昭和39年4月13日に支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失後から昭和41年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得するまでの期間について、国民年金の強制加入被保険者の対象となる期間であったが、国民年金の加入記録は見当たらない上、国民年金の加入について、「国民年金制度は知っていたが、加入した記憶がない。」旨陳述していることから、申立人の公的年金に対する意識の高さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月から 45 年 10 月 1 日まで
② 昭和 46 年 2 月 1 日から同年 5 月 14 日まで
③ 昭和 61 年 12 月 21 日から 62 年 2 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。

しかし、私は、義兄の誘いで昭和 43 年 8 月 15 日頃に A 社（現在は、B 社）のグループ内の事業所に入社し、同日から平成 10 年 2 月 11 日までの期間について、同社グループ内の事業所を転々と異動し、申立期間もいずれの事業所に勤務していたかは不明であるが、継続して勤務していたことに相違なく、健康保険には必ず加入していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、「申立人は、昭和 43 年頃から当グループ内の関係会社に役員あるいは従業員として勤務しており、申立期間について退職していない。」旨回答していることから、申立人は、申立期間①、②及び③において、A 社グループ内の事業所のうちいずれかの事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社は、「当時の資料等は残存しておらず、申立人が、申立期間に当社グループ内のどの事業所に勤務し、どの事業所から報酬等が支払われて厚生年金保険料が控除されていたかは不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間①、②及び③に係る事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①について、申立期間の後に申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる C 社及び商業登記簿により申立人が申立期間に取締役であったことが確認できる D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に両社での在籍が確認できる複数の従業員に照会したが、申立

人の申立期間における在籍について確認できない。

さらに、申立期間②について、申立期間の前後に申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるC社及びA社並びに商業登記簿により申立人が申立期間に取締役であったことが確認できるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間にそれらの事業所での在籍が確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間におけるそれらの事業所での在籍について確認できない上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる従業員は、「私は、C社でE業務従事者をしており、勤務が終わって事業所に帰ってきた際に申立人と話をすることはあったが、申立人の具体的な業務内容及び厚生年金保険の取扱いがどうなっていたかは全く分からない。」旨陳述している。

加えて、申立期間③について、オンライン記録によると、申立人は申立期間前にはF社に係る厚生年金保険被保険者であることが確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる従業員は、「申立人は、申立期間当時、F社の代表取締役でもあったので、同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失時期を誤ることは考え難い。」旨陳述している。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間後にはG社に係る厚生年金保険被保険者であることが確認できるところ、当該従業員は、「申立人は、申立期間にはH県のG社にも在籍しており、I業務を担当していたと思う。」旨陳述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる従業員は、「私がG社に昭和59年に入社したとき、申立人は同社にいた。」旨陳述しているものの、B社から提出されたG社作成の厚生年金保険に係る被保険者台帳に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、オンライン記録どおりの昭和62年2月2日であることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間①、②及び③において複数の事業所の取締役であったことが確認できるものの、それら取締役であった事業所を含め申立人が記憶するA社グループ内の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、いずれの事業所においても申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、これらの名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、私は、昭和 54 年 4 月 30 日まで同社に勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、有給休暇を使って昭和 54 年 4 月末まで在籍し、厚生年金保険に加入していた。」旨申し立てている。

しかし、A社が提出した申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書兼離職証明書（事業主控）及び雇用保険の加入記録から、同社での申立人の離職日は昭和 54 年 4 月 20 日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と整合（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日）していることが確認できる。

また、申立人は、A社での上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる元従業員のうち、所在が判明した 25 人に照会したものの、回答が得られた 13 人のうち 8 人は、申立人のことを記憶していない上、申立人の氏名を記憶しているとする 5 人も、「申立人の退職日までは分からない。」旨陳述しているため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、A社は、「当社は、厚生年金保険料を翌月控除方式により給与から控除している。」旨回答しており、オンライン記録から、同社での申立人の標準報酬月額は、昭和 52 年 10 月 1 日及び 53 年 10 月 1 日に定時決定により改

定されていることが確認できるところ、申立人提出の給与明細書を見ると、当該改定月分（昭和 52 年 10 月分及び 53 年 10 月分）の給与からは、改定前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されているのに対し、改定月の翌月分（昭和 52 年 11 月分及び 53 年 11 月分）の給与からは、改定後の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できることから、同社は、保険料を翌月控除していたと認められ、申立人提出の 54 年 4 月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料額は同年 3 月の保険料であると考えられる上、申立人は、同年 5 月分の給与明細書を所持していないため、同年 4 月の保険料控除について確認できない。

加えて、A社が提出した前述の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書兼離職証明書に記載された昭和 54 年 3 月 21 日から離職日の同年 4 月 20 日までを支払対象期間とする申立人に対する最終賃金の支払額は、申立人提出の同年 4 月分の給与明細書において確認できる給与支給額と一致している上、同社は、「当社での給与支払方式は、毎月 20 日締めめの 25 日支給であり、当時の賃金台帳等は残存しないが、申立人には、離職日の昭和 54 年 4 月 20 日分までの給与しか支給していない。」旨回答している。

また、前述の元従業員 13 人のうち、申立人と同様に月の途中で A 社での厚生年金保険被保険者資格を喪失している 4 人は、「A 社では、月の途中で退職した場合、退職月分の厚生年金保険料の控除はなかったと思う。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 2 日から 42 年 1 月 11 日まで
② 昭和 43 年 9 月 7 日から 46 年 5 月 1 日まで

A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることに納得できなかったところ、今回、脱退手当金の確認はがきによる照会を受けた。

私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、住所欄には申立人の婚姻後の住所地が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、当該裁定請求書に記載された申立人の当時の住所地に近いC郵便局での隔地払い(通知払い)となっていることが確認できることから、申立期間に係る脱退手当金の支給通知書は、申立人の当時の住所地宛に送付され、当該郵便局で脱退手当金が受領されたと考えるのが自然である。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄(単票)を見ると、昭和47年8月9日付けで、同社での申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号について、先に払い出されたA社での申立人の記号番号に統一する重複取消処理が行われたことが確認できることから、申立期間に係る脱退手当金が同年8月30日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い当該重複取消処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、B社に係る前述の被保険者名簿の申立人欄(単票)には、脱退手当

金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 15 日から 47 年 1 月 1 日まで
年金の裁定請求時から、A社での厚生年金保険加入期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることに納得できなかつたところ、今回、脱退手当金の確認はがきによる照会を受けた。
私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の婚姻後の名字及び申立人に係る戸籍の附票により確認できる申立人の当時の住所地が記載されている上、脱退手当金裁定伺から、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の当時の住所地に近いB郵便局での隔地払い（通知払い）となっていることが確認できることから、申立期間に係る脱退手当金の支給通知書は、申立人の当時の住所地宛に送付され、当該郵便局で脱退手当金が受領されたと考えるのが自然である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄を見ると、同社での被保険者資格の喪失後の昭和 47 年 12 月 13 日付けで、申立人の氏名が婚姻後の名字に変更されていることが確認できることから、前述の脱退手当金裁定伺の摘要欄には、氏名変更報告書作成と記載されている上、申立期間に係る脱退手当金が同年 12 月 1 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給

されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。